

地域に貢献する学生を応援します！

## 相模原市学生消防団活動認証制度を創設します！

消防団活動により地域に貢献した学生等の就職活動を支援するために「相模原市学生消防団活動認証制度」を10月1日に創設します。

学生が消防団活動に参加することは、学生自身にとって貴重な体験になるとともに、消防や地域防災に関心を持つことで、卒業後においても、消防団活動や自主防災組織活動などに参加し、地域防災の担い手となることが期待されます。

### 【学生消防団活動認証制度とは】

消防団で活躍する学生の行った功績を市長が認証し、「学生消防団活動認証状」を交付する制度です。

認証された学生は就職活動時に市が証明する「学生消防団活動認証証明書」の交付を受けて企業等に提出し、社会貢献の実績をアピールすることができます。

### 【交付対象者】

消防団員として、1年以上継続的に消防団活動を行った大学生等（大学生、短期大学生、大学院生、専修学校生、各種学校生）です。

### 【学生のメリット】

消防団員として地域社会に貢献してきた実績を企業にアピールできます。

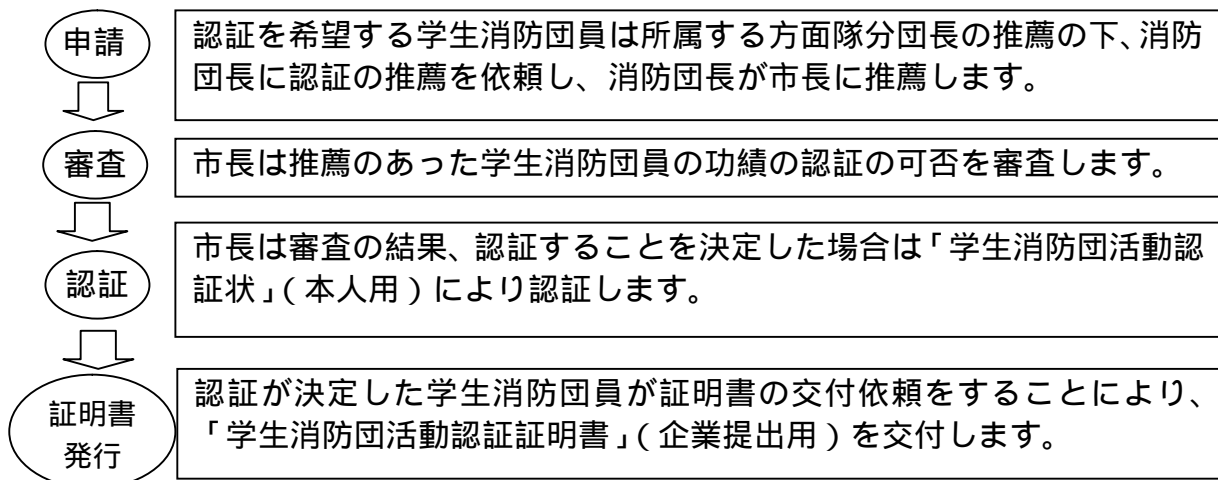
消防団活動における功績が評価されることで、学生の活動意欲の向上が期待できます。

### 【企業のメリット】

地域社会に貢献してきた高い意識を持った人材や、幅広い年齢層との交流や指揮命令系統のある活動で団体行動や規律を身につけた人材を確保できます。

災害、傷病者発生時の早期対応など、企業の災害対応能力の向上が期待できます。

### 【交付までの流れ】



【お問い合わせ】 消防局 消防総務課 小林・鈴木  
〒252-0239 相模原市中央区中央 2-2-15  
042-751-9116 FAX042-786-2471  
[syobousoumu@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:syobousoumu@city.sagamihara.kanagawa.jp)

## 相模原市学生消防団認証制度実施要綱【概要版】

### 1 目的（第1条）

この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、短期大学生、大学院生、専修学校生及び各種学校生(以下「大学生等」という。)について、市長がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

### 2 対象者（第3条）

認証の対象となる者は、大学、短期大学、大学院、専修学校及び各種学校(以下「大学等」という。)に在学中、本市消防団員として1年以上の期間、継続的に消防団活動を行った者とし、かつ、次のいずれかに該当する大学生等とする。

- (1) 市内の大学等に通学する大学生等又は大学等を卒業する等して3年以内の者
- (2) 市内在住の大学生等又は大学等を卒業する等して3年以内の者

### 3 認証する者 相模原市長

### 4 認証の要件

認証の要件は、次に掲げるすべてに該当する場合とする。

- (1) 認証制度の対象となる大学生等のうち、認証を希望する者であること。
- (2) 当該大学生等が所属する分団長の推薦を受けた者であること。
- (3) 当該大学生等が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ多大なる貢献をした者であること。

### 5 認証に係る事務の流れ

- (1) 当該大学生等は、所属する分団長の推薦のもと、「認証推薦依頼書」を消防団長へ提出する。
- (2) 認証推薦依頼書を受理した消防団長は、認証の要件に該当すると認めた場合、「認証推薦書」を市長へ提出する。
- (3) 市長は、認証の可否について決定し、その結果を消防団長へ通知する。
- (4) 市長は、認証することを決定した当該大学生等に対して、「相模原市学生消防団活動認証状」を交付する。
- (5) 市長は、認証することを決定した当該大学生等の交付依頼に応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、「相模原市学生消防団活動認証証明書」を随時、交付する。

### 6 施行日

平成29年10月1日

以上